

法人税割及び均等割の税率等について

- ◎ 法人税割 100分の6.0
- ◎ 法人等の均等割

区 分	税 額
① 次に掲げる法人 ア. 法人税法第2条第5号の公共法人及び第294条第7項に規定する公益法人等のうち、第296条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの（同法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く） イ. 人格のない社団等 ウ. 一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ）に該当するものは除く）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く） エ. 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（アからウまでに掲げる法人を除く） オ. 資本金等の額（法第292条第1項第4号の5に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。）を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。）で資本金等の額が1000万円以下であるもののうち、町内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支払を受けることとされる役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という）が50人以下のもの	50,000円
② 資本金等の額が1000万円以下である法人で、従業者数の合計数が50人を超えるもの	120,000円
③ 資本金等の額が1000万円を超え1億円以下である法人で、従業者数の合計数が50人以下であるもの	130,000円
④ 資本金等の金額が1000万円を超え1億円以下である法人で、従業者数の合計数が50人を超えるもの	150,000円
⑤ 資本金等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で、従業者数の合計数が50人以下であるもの	160,000円
⑥ 資本金等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で、従業者数の合計数が50人を超えるもの	400,000円
⑦ 資本金等の金額が10億円を超える法人で、従業者数の合計数が50人以下であるもの	410,000円
⑧ 資本金等の金額が10億円を超え50億円以下である法人で、従業者数の合計数が50人を超えるもの	1,750,000円
⑨ 資本金等の額が50億円を超える法人で、従業者数の合計数が50人を超えるもの	3,000,000円

※ 資本金等の額とは、地方税法第292条第1項第4号の5に規定する資本金等の額又は法人税法第2条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互法人にあっては、純資産額として政令で定めるところにより算定した金額）をいいます。

※ 中間・予定申告の特例

法人町民税法人税割の税率改正に伴い令和元年10月1日以後に開始する最初の事業年度に限り、予定申告額について、法人税割は「前事業年度の法人税割額×3.7÷前事業年度の月数」（通常は「6÷前事業年度の月数」）とする経過措置が講じられます。